

日 時 令和5年3月30日(木)

午後2時00分～

場 所 新宿NSビル 3階 NS会議室 3-G

令和4年度 第3回東京都公園審議会

会議録

○田中管理課長 それでは、定刻前ではございますが、委員の皆様、オンラインともにお揃いのようなので、ただいまより、令和4年度第3回東京都公園審議会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中をご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます建設局公園緑地部管理課長の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、座って進めさせていただきます。

初めに、本日の審議会はこちらにご出席の委員に加えて、7名の委員がZ o o mでご参加いただいております。委員の皆様には何かとご不便をおかけすることがあるかと思いますが、何とぞよろしくお願いいたします。

16名の委員のうち15名のご出席をいただいております、条例に規定された定足数半数を超えておりますので、現在ご出席の皆様で審議に入らせていただきます。

また、審議会は公開で行うこととなっておりますので、傍聴者の傍聴を認めております。

それでは、傍聴者の入室のご案内をよろしくお願いいたします。

(傍聴者 入室)

○田中管理課長 それでは、本日の会議資料につきましては、スクリーン上に表示させていただきますが、確認しやすいようお手元にもご用意しております。議事次第、名簿のほか、審議資料としまして、「新たな都立公園の整備と管理のあり方について」をお配りしてございます。

過不足はないでしょうか。よろしいでしょうか。

また、机上にはマイクがございませんので、ご発言の際には手を挙げていただき、係員がマイクをお持ちいたします。ご発言が終わりましたら、係員がマイクを取りに参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、Z o o mでご参加の委員の皆様も、ご発言される以外はミュートにさせていただきますが、ご発言の際には手を挙げて、委員長からご指名の後にミュート解除してから、お名前とともにご発言をよろしくお願いいたします。

それでは、審議会の開催に当たりまして、東京都技監で建設局長を兼務しております中島高志よりご挨拶申し上げます。

○中島東京都技監（建設局長兼務） 東京都技監で建設局長を兼務しております中島でございます。本日は、高梨会長をはじめ、委員の皆様にはご多忙の中、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より東京都の公園緑地行政につき

まして、ご高配を賜り、大変ありがとうございます。

前回、2月1日の審議におきましては、新たな都立公園の整備と管理のあり方につきまして、検討に当たっての視点や将来を展望した2040年代における都立公園の姿をお示しいたしまして、そこに至る道筋について、ご議論を頂戴いたしました。

今回でございますが、それを踏まえまして、より具体的となる取組の方向性を示し、委員の皆様より様々な観点からご意見を頂戴し、議論を深めていければというふうに思っております。

今後とも、東京都の公園緑地行政につきまして、一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○田中管理課長 審議に入ります前に、代理出席の委員をご紹介します。

財務省関東財務局東京財務事務所長須田渉委員の代理で第5統括国有財産管理官熊谷章様。

○熊谷委員代理 東京財務事務所長須田の代理で出席しております熊谷と申します。本日は、よろしくお願いいたします。

○田中管理課長 次に、国土交通省都市局公園緑地・景観課長伊藤康行委員の代理で、国営公園維持係長吉瀬啓史様。

○吉瀬委員代理 伊藤課長の代理で出席いたします吉瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○田中管理課長 どうぞよろしくお願いいたします。

公園審議会幹事につきましては、お手元の配付の資料のとおりでございます。

なお、東京都技監でございますが、ここで公務のため退席をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○中島東京都技監（建設局長兼務） 恐縮でございます。失礼いたします。

○田中管理課長 それでは、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。

議事の進行につきましては、高梨会長、よろしくお願いいたします。

○高梨会長 皆さん、こんにちは。高梨でございます。今日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速でございますが、お手元の次第にあります議事に入りたいと思います。

本日は、新たな都立公園の整備と管理のあり方についての審議を行います。

この件につきましては、昨年11月に審議会で諮問を受けた後、前回2月にご審議をいただいたところでございます。今日は、これまでの皆様からいただいたご意見を踏まえまして、内容を深めていきたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、事務局よりご説明をお願ひします。

○坂下計画課長 計画課長の坂下でございます。私のほうから資料のほうをご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

お手元の紙でA4横の、「新たな都立公園の整備と管理のあり方」について、ご覧いただきますとともに、画面のほうにもその資料を投影いたしますので、ご覧下さい。

まずは、これまでの審議の経過について、ご説明させていただきたいと思ひます。

資料の2ページをご覧下さい。

これまでの審議内容となりますが、第1回目の令和4年11月に諮問させていただき、都立公園を取り巻く社会状況やこれまでの取組の成果と課題をお示しして、ご議論いただいたところでございます。

また、第2回目、令和5年2月には、これまでの取組状況を改めて整理いたしまして、パークマネジメントマスタープランの取組レビューをご紹介するとともに、目指す2040年代の都立公園の姿や道筋となる取組の方向性について、ご審議いただきました。

今日は、第3回目の審議となりまして、目指す2040年代の都立公園の姿及び道筋となる取組の方向性について、改めて素案をお示しさせていただきまして、委員の皆様からご意見いただき、さらに深化を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

後ほど、最後に今後のスケジュールをご説明いたしますが、本日の審議を経まして、次回には中間のまとめとして取りまとめていきたいと思っておりますので、本日、活発なご審議をいただいて、各委員からのご意見を頂戴したいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

では、資料のほうを説明します。3ページ目をご覧下さい。

まず、これまでのご審議・ご意見等も踏まえまして、目指す2040年代の都立公園の姿について考え方を取りまとめさせていただきました。

ここに書いてありますとおり、都立公園の姿といたしまして、都市の重要な都市アセットとしてレジリエントで豊かさを享受できるまちの暮らしを支え、人の力を高め、人とひ

ととのつながりを紡ぐみどりとなり、成長と成熟が両立した「未来の東京」を実現する
いたしました。これは、右側の概念図にありますとおり、都立公園が中心となってまちの
暮らしや人を支え、つなげるみどりとなり、さらに大都市である東京のみどりの基盤とし
て中心的な役割を担っていくという考えから設定させていただきました。

次のページをご覧ください、4ページ目です。

さらに、今お話ししました考え方に沿いまして、みどり、まち、ひとの三つの観点から2
040年代の姿を具体的に示したいと考えております。

一つ目として、みどりの観点から、「豊かなみどりを育み、次世代へとつなぐ公園」と
いたしまして、具体的には、都立公園のさらなる広がり、緑の創出・保全に大きな役割
を果たし、次世代につなぐ東京の緑の骨格の中心となって、緑が持つ多様な機能を最大限
に発揮し、躍動する都市活動を支える重要な都市アセットとなる。併せて、世界をリード
する緑と調和した美しく潤いのある環境先進都市の実現に寄与している、としました。

二つ目として、まちの観点から、「人中心の魅力溢れるまちづくりの核になる公園」と
し、具体的には、都立公園が地震や水害などの様々な災害への対応など、都市活動の基盤
となる安全・安心を確保しながら、国内外の人々が集い、憩う場となってまちの賑わいを
創出し、東京ならではの文化の創造発信や歴史の継承などにより、都市の社会経済活動を
活性化させ、東京が誇る魅力に磨きをかけている、といたしました。

三つ目として、人という観点から、「都民一人ひとりのウェルビーイングを高める公
園」といたしまして、具体的には、都立公園が多様性と包摂性に富む持続可能な社会を構
築し、子供から高齢者まで、障がいの有無や国籍などにかかわらず、誰もが安心して快適
に利用できる空間となり、都民一人ひとりのライフスタイルに柔軟に応えながら、人々の
交流を育み、自分らしく生き生きとした暮らしを支えている、といたしました。

次のページをご覧ください、5ページ目です。

続いて、先ほどお話ししました目指す2040年代の都立公園の姿の実現に当たりまして
は、三つの視点から2030年代を目標とする取組の方向性を整理いたしました。ここで
もみどり、まち、ひとという観点から設定しております。

まず、「豊かなみどりを育み、次世代へとつなぐ公園」に向けて取り組むべき項目とい
たしまして、三つを掲載しております。

まず、一つ目、緑の骨格を形成する、二つ目といたしまして、多様な生き物の生息・生
育環境を支え、自然の大切さを伝える、三つ目、グリーンインフラとしての機能を発揮す

る、と設定させていただいております。

次に、「人中心の魅力溢れるまちづくりの核になる公園」に向けて取り組むべき項目として、一つ目に、災害から都民の命を守る、二つ目に、地域に活力をもたらし、賑わいを創出する、三つ目に、まちの歴史や文化を継承する、を設定いたしました。

最後に、「都民一人ひとりのウェルビーイングを高める公園」に向けた取り組むべき項目といたしましては、一つ目に、共に支え合うインクルーシブな空間を創出する、二つ目、多様なライフスタイルに柔軟に応える、三つ目、誰もが安心して心地よく過ごせる場を提供する、と設定いたしました。

さらに、図の右側になってございますが、これらの取組を横断するような形で、多様な主体との連携を強化して取り組むということ。また、DXを推進することで、より効果的な取組に発展させていきたいと考えてございます。

次のページをお願いします。6ページになります。

ここからは、先ほどお示ししました取組の方向性に沿って、2030年代に向けた取組イメージについて、ご説明させていただきます。

まずは、緑の骨格を形成するという項目です。ここでは、都立公園により、都市のまとまった緑としての広がり確保しつつ、丘陵地や河川などの自然基盤とともに水と緑のネットワークを形成いたしまして、また、都立公園がまちに融け込んで、ゆとりと潤いのある都市空間を形成していくため、地域の緑の核となるよう、周辺環境との調和を図りつつ、防災や環境の観点から重点化を図り、多様な主体との連携による整備や質の高い緑を形成する整備や管理に取り組むとしております。

具体的な取組イメージといたしましては、下の緑の三つの項目でございます。

まず、公園整備の推進と迅速化といたしまして、さらなる公園整備やその拡張、計画的な事業展開、官民連携等、様々な手法を活用した整備、ICTやBIM/CIM等の活用などを挙げてございます。

二つ目、多様な主体の連携といたしましては、河川や道路等の都市インフラや、公園周辺の民有の緑やオープンスペース等と連携した整備などとしてございます。

三つ目、周辺環境との調和した整備・管理といたしましては、公園の立地特性を踏まえ、周辺と調和した整備や管理、良好な景観や緑のもつ機能を高める整備・管理などとしてございます。

次のページをお願いします。7ページ目です。

みどりの二つ目として、多様な生き物の生息・生育環境を支え、自然の大切さを伝えるという項目におきましては、都立公園が生物多様性の重要な拠点となって、樹林地や水辺など公園の特性に応じて生息・生育環境を確保し、里山など人の手が必要な二次的な自然も健全に保持しつつ、ワンヘルスや生物多様性などの考え方を踏まえながら、都民とともに保全が進められるよう取り組むとしております。

具体的なイメージといたしましては、下の緑色の項目となっております。

まず、生物の生息・生育環境を確保するために公園整備の推進といたしまして、丘陵地公園などの整備や「30 by 30」を踏まえたOECM認定などを記載しております。

また、健全な生態系を維持するための環境整備や管理といたしましては、モニタリングを踏まえた順応的な管理や、ナラ枯れなど里山環境の保全、科学的データに基づく整備や管理、隣接自治体等と連携した広域的な保全などとしてございます。

三つ目、自然とのふれあいや環境学習の場となる整備・管理と人材育成におきましては、様々な主体による環境教育や保全活動、自然とのふれあいの充実、ワンヘルスの考え方に基づく整備・管理としております。

四つ目の、生物多様性保全の中心的役割を担う動植物園における取組の充実といたしましては、飼育や栽培の知見を生かした生息域内保全、また希少種の保護、増殖など生息域外での保全も推進するなどとしております。

次のページをお願いいたします。8ページとなります。

次に、グリーンインフラとしての機能を発揮するという項目におきましては、都立公園が環境改善や防災・減災等に寄与するグリーンインフラとして炭素吸収や雨水の貯留・浸透などの確保に向けて整備・管理を進めますとともに、環境負荷を抑制する再生可能エネルギーの導入や環境問題の普及啓発などに取り組むとしております。

具体的な取組イメージといたしましては、緑色の項目の四つとなっております。

まず、雨水流出抑制機能の向上に資する整備と管理といたしまして、樹林地の保全や植栽地の整備あるいは適切な管理、また透水性舗装や浸透柵等の整備・管理などとしております。

二つ目の、CO₂吸収機能をもつ樹林地等の創出と機能を高める管理におきましては、樹林地保全や丘陵地公園などの整備、健全な樹木管理や樹木更新に取り組むとしてございます。

三つ目、環境負荷を抑える施設整備・管理の推進におきましては、太陽光など再生可能

なエネルギーの活用や炭素排出抑制につながるような維持管理、伐採材など資源の有効活用や廃棄物削減などとしております。

四つ目の、環境問題やグリーンインフラとしての機能に関する普及啓発といたしましては、様々な効果や機能の可視化及び情報発信に取り組んでいくとしてございます。

次のページをお願いします。9ページ目でございます。

災害から都民の命を守るという項目です。こちらにおきましては、都立公園が都市のオープンスペースといたしまして、災害発災時の避難場所や救出救助の活動拠点など効果的な機能が発揮される公園整備を推進いたしますとともに、常時かつ災害時に利用できるフェーズフリーな施設の充実や激甚化する風水害への対応、自助・共助を強化する普及啓発などに取り組むとしております。

具体的な取組イメージとしては、五つ、オレンジ色で記載している項目となっております。

まず一つ目ですが、震災時の救出救助の活動拠点や避難場所等となる公園整備の推進といたしまして、オープンスペースを確保する公園の整備や拡張、防災施設の充実などとしております。

二つ目、浸水時にも対応可能な高台と防災施設の確保といたしましては、スーパー堤防や土地区画整理事業などとも連携した高台のまちづくり、また震災時も活用できるような防災施設の充実などとしております。

三つ目、雨水流出抑制機能の向上に資する整備と管理といたしましては、樹林地や浸透樹などの整備やその適切な維持管理としてございます。

四つ目といたしまして、利用者や地域の安全確保のための整備と管理といたしましては、法面保護や倒木防止に向けた樹木診断、また大径木への対応などとしてございます。

五つ目、右下になりますが、地元自治体との連携した発災時の迅速できめ細やかな対応に向けた備えといたしましては、高齢者や障がい者なども含めました防災訓練の実施や災害情報の収集、発信、災害時に備えた普及啓発に取り組むとしてございます。

次のページをお願いします。10ページ目です。

次に、地域に活力をもたらす、賑わいを創出するという項目でございます。ここでは、都立公園が公園を中心とした活力ある魅力的なまちづくりに向けまして、まちとの調和を図りつつ、都民ニーズに柔軟に応じて賑わいの創出や魅力を発信するとともに、様々な主体と連携してみどりとオープンスペースがもたらす公園の本来機能を確保しつつ、賑わい

を生み出し、先進的な取組の実施や国際観光拠点として活用されるような取組を進めるとしております。

具体的な取組イメージといたしましては、五つの項目を今回記載しております。

まず、一つ目として、地域を巻き込む賑わいの創出といたしましては、民間のアイデアやノウハウを生かした整備や管理、また、まちの回遊性の向上とか地域の商店等の連携、あるいは花や光を生かした賑わいの創出などとしてございます。

二つ目として、観光の拠点として地域の経済をけん引といたしまして、花の名所や文化財庭園など観光拠点の整備や情報発信、プロジェクションマッピングやヘブンアーティストなど様々な芸術文化活動の展開や、その場の提供などとしてございます。

三つ目ですが、誰もが楽しめる魅力的な環境の整備と情報の発信といたしまして、公園における情報提供やオンラインコンテンツの発信、動物園、水族園、植物園の魅力を高める整備とそれらの情報発信などとしてございます。

四つ目として、公園に関わり支える人材の育成といたしまして、多様な主体が関わりながらパークミーティングや管理運営協議会の設置・開催などとしてございます。

最後に、地域のニーズをふまえた特色ある取組の推進といたしまして、新たな技術などによる社会実験などを通じまして、様々なニーズの把握やそれらに対応する取組を実施するとしております。

次のページをお願いします。11ページ目になります。

まちの歴史や文化を継承するという項目でございます。こちらでは、文化財庭園や歴史ある都立公園、里山文化を継承する丘陵地公園など、次世代に継承し修復、復元、再生整備などにより、都民の貴重な財産として保存いたしまして、東京への誇りと愛着をより一層高めるため、併せて歴史や文化を体感でき、伝える場となるよう取り組むとしております。

具体的な取組イメージとしては、三つ記載しております。

一つ目、伝統技術の継承による文化財庭園等の保存、修復や復元等の実施といたしまして、保存管理計画に基づく修復、復元や伝統文化の発信、また歴史的な資料やデータの保存や活用などとしてございます。

二つ目は、長い歴史や地域の特性を踏まえた再生整備の推進といたしまして、上野恩賜公園や日比谷公園など、歴史や文化を伝える公園の再生整備やエリアマネジメント等による連携した取組などとしてございます。

三つ目、公園の成り立ちなど、地域の歴史や文化を学び、体感できる場の提供といたしまして、関東大震災を伝えるような横網町公園などからの発信、あるいは里山文化などの体験、バーチャルコンテンツなどの提供としております。

次のページをお願いいたします。12ページ目です。

共に支え合うインクルーシブな空間を創出するという項目といたしまして、都立公園が子供から高齢者、障がい者や外国人など、誰もが快適に自由に過ごせ交流できる場となり、誰もが使えるユニバーサルデザインの施設整備や多様な人々が共感を持って過ごせるよう、公園運営の参加や交流を育むことに取り組むとしております。

具体的な取組イメージといたしましては、三つ記載しております。

まず、訪れた誰もが使いやすい施設の整備推進といたしまして、バリアフリーやトイレの洋式化、ユニバーサルデザインによる施設整備、多言語化などとしてございます。

二つ目、子供とともに楽しみ、くつろげる整備・管理の推進といたしまして、障がい者などを含め、誰もが遊べる児童遊具広場や親など保護者が安心して見守ることができるような施設、あるいはプレイパークの拡充、様々な親子参加のイベント、子供の意見を取り入れた施設整備や管理などとしております。

三つ目といたしまして、人々が交流し、支え合う管理運営といたしまして、相互理解を深めるイベントなどの普及啓発、多様な関係者が整備や管理運営に参加し、交流できる仕組みづくりなどとしてございます。

次のページをお願いいたします。13ページ目です。

多様なライフスタイルに柔軟に応えるという項目におきましては、都民のウェルビーイングを高め、豊かな暮らしとなるよう健康の維持・増進につながるような環境を提供し、誰もが自分らしく過ごし自己実現につながる機会の提供に取り組むとしております。

具体的な取組イメージといたしましては、三つ記載しております。まず一つ目、子供から高齢者まで多様な運動ニーズに応える環境の充実といたしまして、様々な軽運動やスポーツの場の提供、一人でも楽しめる運動や健康づくりなどの環境整備、そのほかスポーツ体験や健康イベント、パラスポーツなど様々な場の提供を行っていくとしております。

二つ目、多様な学びの場の提供や、都民の公園管理への参画等の推進といたしまして、体験プログラムや環境・歴史・食育など様々な学びの場を提供するとともに、パークミーティングなど子供や利用者の意見を取り入れた機会をもちまして、それらを生かした整備管理を進めていくとしております。

三つ目といたしまして、世代等にかかわらず、多様な人々の交流を生み出す管理運営、といたしまして、子供から高齢者までが交流できる場あるいはイベントの実施、そのほかボランティア活動の推進やSNSなどの活用としております。

次のページをお願いいたします。14ページ目です。

誰もが安心して心地よく過ごせる場を提供するという項目でございます。こちらは、都立公園が独りや家族など誰とでも思い思いに気軽に利用できる整備や管理を行いまして、安全・安心で快適な公園施設となるよう、施設の長寿命化や適切な改修、感染症などにも対応した施設整備に取り組むとしております。

具体的な取組イメージといたしましては、三つ記載しております。

まず、一つ目、誰もが自由に過ごせる空間の確保・創出といたしまして、一人でもくつろげる空間や交流の拠点となる場など、様々なニーズに応える施設整備により、思い思いの過ごし方を実現するとともに、質の高い植栽管理を行うなどとしてございます。

二つ目、いつでも安心して利用できる、良好な管理といたしまして、公園施設の長寿命化計画の策定や巡回警備ロボットやドローンなど新たな技術を生かした管理、公園施設のデータベース化、利用者からの情報投稿システムの導入などとしてございます。

三つ目に、人々が集まる中でも清潔で、快適に利用できる施設整備と管理といたしまして、快適な利用につながる部材の使用や、きめ細やかな維持管理、非接触型設備の導入や混雑情報の提供などとしております。

次のページをお願いいたします。

三つの大きなみどり、ひと、まちの取組の方向性についてご説明をさせていただきましたが、それらの取組を横断的に実施していくべき事項として、多様な主体との連携を挙げております。

ここでは、三つの視点による取組の方向性においてそれぞれに係る部分を、再掲となっておりますが、整理しております。

まず、豊かなみどりを育み、次世代へつなぐ公園におきましては、様々な都市インフラとの連携や周辺の緑やオープンスペースとの連携、ボランティアなど様々な主体との連携としてございます。

人中心の魅力溢れるまちづくりの核になる公園におきましては、地域住民や利用者、民間事業者など様々な主体と関わりながら、ソフト・ハードの両面からの連携を推進いたします。

三つ目として、都民一人ひとりのウェルビーイングを高める公園におきましては、これまでと同様に管理・運営や交流の場などにおいて、様々な主体が参画できる機会というものを提供いたしまして、それらを整備や管理に生かしていきたいというふうに考えてございます。

次のページをお願いいたします。16ページ目です。

DXの推進でございます。こちら、これまでご説明させていただきました取組の方向性におきまして、横断的に、これまでご説明した取組が一層効果的になるように生かしていきたいというふうに考えております。

こちら三つの視点による取組の方向性ごとに、関係する部分について再掲となりますが整理しております。ここに記載しております取組などによりまして、都立公園におきましても、新たなデジタル技術を積極的に取り入れ活用することで、効果的な公園整備や公園をより快適な空間となっていくよう、取り組んでいきたいというふうに考えております。

次のページをお願いします。17ページでございます。

都立公園の2040年代の目指すべき姿と取組の方向性について、以上の資料で取りまとめさせていただきました。この取りまとめに当たりましては、これまでの審議でのご説明に対してご意見いただいております。このページの左側、これまでの取組における主な課題、それらが今回お示した取組の方向性とどのように対応するものであるか。また、前回までの審議で、委員の皆様から多くのご意見等をいただいております。それらも網羅できるように、ここでは主な意見を掲載しておりますが、それらが今回お示した取組の方向性にどのように取り入れられているかというものを示したものになってございます。これまでの取組の成果や課題、これまでのご審議の内容を盛込んで、今回、2040年代の都立公園の姿及び取組の方向性を取りまとめさせていただきました。

最後となりますが、次のページ、18ページです。

今後の予定等につきまして、ご説明させていただきます。

今回、3回目の審議となっております。今回の審議のご意見を踏まえまして、次回、4月頃を念頭に第4回目の審議をお願いしたいと思っております。ここでは、これまでの取組や課題、あるいは委員の意見を踏まえた2040年代の目指すべき都立公園の姿及び取組の方向性を含めまして、全体をまとめた中間のまとめ（案）をご審議いただきたいと思っております。このご審議を経た後に都民意見の募集、いわゆるパブリックコメントを1か月ほど実施させていただきます。そのパブリックコメント等の意見を踏まえまして、

中間のまとめ（案）を、それらの意見を反映させたものとして、令和5年6月頃、最後の審議をいただきまして、そこでよろしければ答申をいただきたいというふうに考えてございます。

本日は、目指す2040年代の都立公園の姿と、道筋となる取組の方向性についてご説明させていただきましたが、各委員のご専門の観点、あるいは日頃からの公園利用に対するお気づきの点などから、ご意見を頂戴いたしまして、次回の中間のまとめに向けた取りまとめになるようにしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からの説明は以上となります。

○高梨会長 はい。ありがとうございました。これまでの取組のレビューで明らかとなった課題、それと前回まで2回いろいろご審議いただきまして、そのときにご指摘いただきました検討等を踏まえまして、本日、2040年代の都立公園の目指すべき姿、それから2030年代へ向けて取組の方向性を、まずそれぞれ三つの柱にまとめて整理していただきました。そして、取組の具体的な方向性について、三つの視点から取り組むイメージをかなり具体的に示していただきましたので、よりイメージしやすくなったんじゃないかというふうに思います。

それでは、次回には中間のまとめを、取りまとめをするということでございますので、それに向けてただいまの説明がありました資料に基づいて審議を深めていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご意見・ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

梅沢委員。

○梅沢委員 都民委員の梅沢です。どうぞよろしくお願いいたします。

前回は公園の防災施設として、首都直下型地震等によって発生する火災旋風や有事の際、ミサイルによる爆風の避難場所として公園の地下に避難用シェルターを設けたらどうかとの提案をいたしました。

今回は、10ページに記載しています「地域に活力をもたらし、賑わいを創出する」と多分つながると思うんですけども、15ページに「人中心の魅力溢れるまちづくりの核になる」につながる具体的な方策の一つとして、地域の身近な憩いの場である公園の一面に農作物を栽培するための場所である圃場を作り、都民農園として地域住民に貸し出すことが可能であるかどうかとの質問と提案をいたします。

近年、市民農園の人気は非常に高いです。東京23区及び多摩地区の農家では、畑の一面に市民農園を設けています。しかし、特に都心部の住民は土に触れる機会がそもそも少なく、また近くに農家がないため、諦めざるを得ない状況です。

また、第1回の審議会で「高齢者の居場所づくり」を提案させていただきましたが、高齢者は特別な用事、目的がない限り公園には出向かず、家に閉じ籠もりがちになる傾向があります。今回の提案である、公園に都民農園を設けることは、高齢者の潜在的な意識、希望に沿うものと思われま

す。農作物を育て、栽培、収穫する喜びは、高齢者も含め多くの都民が望んでいると推察いたします。高齢者の一人でもある私自身も「東京の青空塾」に応募して農業研修を受け、現在、地元の農家で援農ボランティアとして農作業を行っております。

以上ですが、いかがでしょうか。公園の一面に圃場を作り、都民農園として地域住民に貸し出すという提案なんですけども。よろしく願いいたします。以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。それでは、事務局のほうから説明をお願いします。

○坂下計画課長 はい。私ども、今回の資料の中でも記載しておりますが、例えば里山を残すようなところでは、やはり田畑や水田、そういった環境があつて、その中では現在の都立公園でも一部行われていますが、ボランティアや、あるいは教育活動の中で、そういった耕作の体験等を行っているところでございます。

また、都心部の公園も含めまして、花壇づくりとか、そういう土とか植物と触れ合えるような活動というものは、地域の方とか公園利用に関わっている方に多く利用していただいております。そういった活動はより一層推進させていく必要があるというふうに考えているということと。

また、今、梅沢委員からのご指摘の農としてのその関わり、それも都立公園によっていろいろ地域性とか特性があると思っておりますので、それに応じた農的な空間の形成はあるかとはいうふうには考えております。

またボランティアとか、あるいは教育活動、そういったところでは、より一層広げたいと思っております。恐らく今の聞いた感じから、多分、都民の個人への貸出しとなると、ちょっと制度的なものとかいろんな観点からどこまでできるのかというのは、ちょっと改めて検討が必要とは思っております。ただ、梅沢委員のおっしゃる、実際の土とか農とか農作物の触れ合い、そういったものをより一層推進するということは必要だと考えてございますので、そういったことができるように、今後の中間のまとめにおいて

も取りまとめていきたいというふうに考えております。

○高梨会長 ありがとうございます。

梅沢委員、法令的には都市公園法上は、市民農園だとかそういう言葉はないんですけど。分区園という公園施設概念があって、分区というのがこの農園の貸出しができるような。そういう取組をやっている公共団体もございますので、法的にはそういうことができるということでございます。ただ、いろいろ公園によっていろんな立地条件もございまして、それと何よりもスペースが必要ですのである特定の方々に貸し付けちゃうというのは本当にそれでいいか、というようないろいろな側面があると思いますので、法的な面と、それと実際のその公園をどうするかということと、そういうことを総合的に考えていく必要があるのかなというふうに私自身は思いますが。そんなことでよろしいでしょうか。

○梅沢委員 ありがとうございます。

○高梨会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに。

それでは、里吉委員、よろしく申し上げます。

○里吉委員 今回、いろいろといろんな分野から未来の公園について記載をいただきましたけれども、私からは「豊かなみどりを育み、次世代へとつなぐ公園」ということで、「緑の骨格を形成する」、「多様な生き物の生息・生育環境を支え、自然の大切さを伝える」、「グリーンインフラとしての機能を発揮する」など、将来に向けて、やっぱり緑を大切にするという点で、やはり都立公園の果たす役割がすごく重要だという観点で、お話をさせていただきたいんですけども。そのためには、私は都立公園の中でやっぱり緑被率を引き上げる目標だとか、基準を定める、それから樹木の管理についても、今まで以上に、なるべく丁寧に管理をして、伐採しないような、制限するようなことも考えていただきたいというふうに思っています。

今、多くの都民が注目している神宮外苑の問題では、多くの樹木が伐採されることに、都民の皆さんの関心が、注目が集まっていますけれども、業者の方は、樹木が伐採されても緑は増えるというふうにおっしゃっているんですね。樹齢百年の樹木も芝生や植え込みの緑も同じ緑ですから、そういう意味では緑は増えるのかもしれないですけども、やはり樹木が大量に伐採されることについては、多くの都民が保全してほしいと願っていると思います。

既存樹木をどういうふうに守れるかということについては、特に民間の開発はまた別の

問題ですけれども、ここは都立公園の在り方を検討するところですので、都立公園の中でしっかりと守っていくということを、ぜひ検討するべきではないかなと思っています。

一般的に緑被率というと、緑が茂る時期に空から写真を撮って、どれくらい緑があるかなというのを見る緑の割合を調べる指標として使われていると思うんですけれども、東京都は水面と公園内の緑に覆われていない部分も加えて、みどり率という指標を使っています。こうすると公園の中で緑が減ったとしても、東京都のみどり率には何ら影響がないということになるんですね。明治公園での3階建ての建物ができるという議論がありましたけれども、あれができて東京のみどり率は変わらないというふうになってしまいますので、都立公園で「豊かなみどりを育む」、「緑の骨格を形成する」というためには、明確な整備方針というのですかね、方向性を示していただきたいというふうに思います。

それから、「一人ひとりのウェルビーイングを高める」というところにも出てきますけれども、ここでも繰り返し書かれています地域の方の話を聞いて、パークミーティングだとか、管理運営協議会とか、こういう話も出てきましたけれども、その公園の在り方について近隣の方の話をよく聞いて、一緒に公園を造っていくということもすごく大事だというふうに思っています。

そういう意味では、緑を守るという点で近隣の皆さんにも、例えばいろいろな剪定とか、協力していただくということもやっていただいたりしている公園も幾つかあるので、ぜひそういうことも検討していただきたいというふうに思います。

続けちゃっていいですか。

○高梨会長 どうぞ。

○里吉委員 すみません。じゃあ、それは後でお返事をいただきたいんですけども、それで、なぜこういう話をするかという、私すごく、この間Park-PFIについて、お話を聞いて、公園ごとに違うんですねという、その都度、主体をどうするかというのは検討するんですねという話があって、そういうことだと思うんですけども、今Park-PFIではないですけども、葛西臨海水族園で、これはPFI手法で話が進んでいて、ここでも樹木の伐採について結構話題になったんですね。情報公開で情報開示請求をかけても、資料が黒塗りで出てきたと。これは事業提案内容については、著作権がPFIの相手の事業者には帰属していて、公表の際は事業者の同意が必要だということで、東京都では勝手に公表できないということなんですね。Park-PFIとは違うPFIですけども、ここではどんな計画がつけられているのか、都民には見せてもらえないという

ことが起きていると。

P a r k－P F I の制度を活用する場合には、民間の店舗の設置の許可期間が20年間に延長されるとか、建蔽率を10%以上上乘せできるとか、いろいろそういう条件が与えられて、民間企業がもうかる。でも、そのもうかったお金の一部を使って公園も整備していただくということで、民間の力を借りて公園を整備するというので、ここに今、注目がされているわけですが、都民の共通の財産である都立公園の中に有料の施設が造られたり、そこにお金を払わないと入れないところが出てしまうというのが、本当にいいのかどうか。そこはみどり率からは外されないけれども、緑でもなくて、公園の空間でもない。そういう場所が出てしまう。民間が利益を上げるためには、剪定に費用のかさむ大きな樹木の伐採も進んでしまう可能性もあるのではないかと、こういう心配の声も出ています。

特に私が思うのは、23区の都立公園がP a r k－P F I の対象になることが多いのではないかと私自身は思っています。しかし、そこはまとまった緑がある都心の貴重な場所で、なぜそこにあえてカフェやスポーツジムを造ることがあるのか、その都立公園でこそ、最初に言ったように生物多様性の保全のための取組を進めていただきたい。樹木や貴重な植物を守っていただきたい。東京都の責任で守るべきで、そのために税金を投入することは、都民は理解してくれると思います。

樹木の葉が生い茂る公園はCO₂の吸収という点でも、木陰を作って私たちに涼ませてくれるという点でも大きな役割を果たしています。建設局はオリンピックの暑さ対策で、街路樹の機能、樹冠を拡大する、そんな取組もやっていたけれども、そういう大きな役割を果たしている木々をちゃんと守るといって、P a r k－P F I を入れるかどうかということの前に、都立公園としてそういう樹木も含めて緑を守るという方針を明確につくる必要があるのではないかと、このように思いました。

企業のもうけのために都民の共有の財産である都立公園の豊かな緑を差し出すことにならないように、最初に都立公園の緑がどうあるべきかということを確認に方針を示すことをお願いしたいと思います。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。3点ほどご指摘をいただきましたけど、一番大きな点は都立公園の緑を守るということで、どういう取組をしていくかということだと思います。これについて事務局のほう、何か説明はございますか。

○坂下計画課長 都立公園を構成する要素として自然環境とか、樹木、そういったものは非常に我々も重要だというふうに認識しております。だからこそ、ここで「豊かなみどりを育み、次世代へとつなぐ」というような項目でも設定させていただいております。

また、それぞれの公園の立地とか、地形とか、様々な状況で、その目指すべき自然環境とか、樹木の環境も異なると思いますので、それに応じた緑をつくり上げていくということになるかと思っています。

また、目標といいますか、委員指摘の数値的な目標というふうなことだったと思うんですけども、そこまではちょっと現在示されておりませんが、私どもとしては、公園を整備する際、公園審議会等のご意見も踏まえまして、各公園の整備の方向性や、整備方針を定めまして、整備計画として取りまとめているところでございますので、そういった中で、緑の在り方というのを個別に取りまとめていきたいと思っております。

ただ、考え方として、緑に対する思いというものは、ここで一つの大きな柱として掲げさせていただいておりますので、この中で東京都にふさわしい、あるいは地域にふさわしい緑というものを作っていきたいというふうに考えてございます。

○高梨会長 それと、民間事業者の公募。応募された中でどういう取扱いをするかというようなこと。あるいは近隣住民の意向をどういうふうに反映していくかということ。これは、八塩委員、今、挙手いただいておりますので。前々回、八塩委員のほうからも明治公園についていろいろご発言がございましたので、それと関連する部分もあろうかと思っておりますので、ご発言をお願いいたします。

○八塩委員 オンラインから失礼いたします。音声は問題ないでしょうか。

○坂下計画課長 大丈夫です。

○八塩委員 それでは、今ご指名いただきましたとおり、その点に関しまして、意見を述べさせていただきたいと思えます。

先ほどのみどり率のカウントの仕方にも関わってくる内容です。以前伺いましたところ、公園の中に建設されている施設も含めて公園と総称していることでした。ということですので、例えば東京都立の練馬城址公園の中にできましたハリーポッターのスタジオツアー施設も公園の一部ということになるわけですね。

それから、この間の明治公園についても、公園の中に高い建物、増設の商業施設を造ると。そのことに関して住民が反対しているという話を私のほうからいたしました。その後、丁寧に説明など、住民の方へのご対応をいただいていることと伺っております。そういっ

たこともございました。

今回の都立公園のあり方の中で、こうした公園の中にできる施設についての記述がないように思います。施設以外の緑の部分を中心とした提言にとどまっていると感じております。公園の中に施設も含まれるという趣旨であるならば、その部分についてもやはりやるべきではないかと思えます。公園内に建設する商業施設や、あるいは屋内スポーツ施設などの建築コンセプトをどうするのかといった点、緑を増やすということと相反するような施設にならないかどうか、それをどういうふうにウォッチするのかといったところ。

P F I も含めまして、事業者の選定であるとか、あるいはどう管理するのか、地域住民の方とのコミュニケーションをどうするのか。何か反対意見とか、住民の反対が出たときにどうしていくのかということも含めて、そういう公園の中にできる施設についての視点、それはぜひ入れるべきではないかと思えます。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。事務局から何かコメントありますか。

○坂下計画課長 そうですね。今、八塩委員から公園の中にできる施設の考え方みたいなお話でしたので、次回に向けてご意見を参考にしながら取りまとめさせていただけたらと思います。

○高梨会長 よろしくお願ひしたいと思ひます。

P a r k - P F I の明治公園の事業については、しかるべき時期にご報告いただくという事になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

里吉委員、何か加えてございますか。

○里吉委員 先ほど施設の話が出たんですけども、私、これはある自治体の P a r k - P F I を見てきたんですけども、その周りは閑静な住宅街だけども、カフェなんかもあって、すごくいい感じの地域なんですよね。そこに P a r k - P F I の公園があって、そこにもカフェがあるんですね。私はなぜここにあってカフェを造る必要があったのかなと、すごく思いました。

そこは、その前はもっと環境的にはよろしくないところだったというふうに聞きましたけれども、だったら、その自治体が木を植えるなりして、もっと公園らしくすればよかったのかなと。これは個人の感想を持ちました。

なので、都立公園は広いですし、P a r k - P F I をつくらなくても、今もちょっとしたカフェなんかを置いているところはあるので、これ本当に P a r k - P F I が必要なの

かどうかというのは、ぜひ検討してほしいと思ったのと、それが入ってきたときにも緑を守れるように、緑の質、樹木をどれぐらい残すのかとか、生物多様性的にどういう緑を残すのかというのを、ぜひ検討の中に入れていただきたいなと思いました。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。いずれにしましても、個別の公園で議論しなくちゃいけないことと、今回は2040年を目指した姿といいますか、そういうものをまず共通認識をつくって、それから2030年に向けてどういう取組をするかという、言わば基本的なことを示していくということが、我々の審議会に課せられた使命だと思いますので、個別の話は個別として、しっかりそれぞれの公園づくりの中でご意見も踏まえながら取り組んでいただきたいというふうに思います。

そういうことでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

○坂下計画課長 1点だけ、先ほど八塩委員から練馬城址公園でハリーポッターの施設が公園というようにご発言があったんですが、練馬城址公園内のハリーポッターの施設は都立公園ではありませんので、しかしながら隣接するお互いの施設ということで、景観であるとか、あそこは23区内の防災の空間であるとか、そういった連携・協力はしながら進めるということにはしておりますが、ちょっと都立公園の一角というふうな認識でちょっとご発言されたように思いましたので、そこだけはちょっと説明させていただければと思います。

以上です。すみません。

○高梨会長 ありがとうございます。八塩委員、よろしいでしょうか。そういうことで。

○八塩委員 すみません。ちょっと今の部分、聞こえづらかったんですけども。今までもちょっと、ところどころ聞こえなくて。

○高梨会長 そうですか。じゃあ、再度、事務局。

○坂下計画課長 八塩先生からいただいた練馬城址公園のハリーポッター施設の関係性ですが、ハリーポッター施設は都立公園ではございませんので。

以上となります。

○八塩委員 分かりました。認識不足で申し訳ありませんでした。

その点に関してもなんですが、どこまで公園で、どこまで公園じゃないのかというところも、非常に見えづらいというところもあるかもしれません。そういったところも含めて、でもこれは公園だと認識している人も多いかもしいですね。ハリーポッターに関して

は。都立公園の一部にできたというふうに記述されていますね、メディアでは。というところもありますので、そういったところも実は混乱して伝わっているかもしれないということもあるかと思います。ありがとうございました。

○高梨会長 ありがとうございました。西武園が、あれですね、もともと民設の公園だったところを都のほうでしっかり用地も確保して、災害時の避難地になるようにというようなことを含めて、この審議会で方向を出したわけですがけれども。30年後には都立公園にするという前提で、民間事業者といろいろ調整をしながら地域の環境改善につなげていくと、そういうことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に、西川委員が手を挙げておられますので、どうぞ。

○西川委員 西川です。よろしくお願ひいたします。ご説明ありがとうございました。

一つだけ、運営の参加主体についてなんですけれども、ここにも書かれている行政、民間事業者、NPO、それから地域の住民、ボランティアなど、多くの主体が公園の運営に参加することは望ましいのですが、もう一つ、特にネイチャーポジティブの観点から、大学をはじめとする様々な研究機関にも積極的に関わっていただきたいと思ひました。

場所としては7ページ辺りになるのかと思ひますが、東京の緑をアカデミックな観点から支える主体としての研究機関、その研究機関への言及もあっていいのかなと思ひました。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。これについては、事務局のほうで検討していただいて、どういう連携ができるか、可能性を探っていただければと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

そういうことでよろしいでしょうか。

○西川委員 よろしくお願ひいたします。

○高梨会長 よろしくお願ひします。

それでは、斎藤委員、次にお願ひしたいと思ひます。

○斎藤委員 斎藤です。パブコメにいくときのことでちょっと思ひますけど、今もいろんなご意見とか個別のところに対して、分からない点とかの指摘があるんですけど、いわゆる東京都の公園は井下清が百年後に公園はなくなると言って、ほぼ百年前にそういうふうにおっしゃっていたんですけど、やっぱり公園はそれが目的じゃなくて、やっぱり手段ということで、目的も変わったときに、この手段となる公園がどういう役割を果たすかという辺りの、もう少しつかみみたいなのが最初のところで、例えば5枚目のスライドの

①、②とかというのが導く前段なんではないかな。そこの新たな公園の姿というのをどう展望するかという辺りの、例えば、パブコメのときには多分つくんだと思うんですけど、そこをちょっとぜひ工夫していただきたいなというふうに思いました。

例えば、かつて都市公園は一時的でも占有する場合は占有許可が必要だったけど、ハリーポッター施設みたいに30年間は占有するときには都市公園の面積から外すとか、その後戻すとかというふうに、制度と運用自体もいろんな目的に応じて、手段として変わってくるわけなので、その辺り、ちょっと都が最初にまとめるというイメージはパブコメのときはあるのでしょうか。ちょっとそこをお伺いしたいです。

よろしくお願ひいたします。

○高梨会長 私のほうから説明したいと思いますけど。この審議会で答申を最終的に出すに当たって、都民意見を反映しようということでパブコメにかけるわけですけど、その段階からどういう視点で今回取りまとめたかということ趣意書という形で冒頭、整理をさせていただいているところがございますので、今、ご発言があった斎藤委員からの指摘については、そういう形で今回も対応していきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしいですか。

○斎藤委員 はい、分かりました。よろしくお願ひいたします。趣意書ですね。

○高梨会長 よろしくお願ひいたします。

続きまして、石川委員、お願ひしたいと思ひます。

○石川委員 私のほうから二つお願ひしたいと思ひます。

一つは、先程「緑を守る・緑を楽しむ」というところで、大学等の研究機関の参画や連携の話がありましたが、まちづくりの視点や防災、特に防災・環境教育という意味で、公園の利活用における大学との連携を一緒に入れていただけたらありがたいです。

もう一点は、先ほどからのPFIの話で都の回答で少し気になったところがあったので、質問します。

PFIの個別の案件に対して、利活用という言葉だけでない、もう少し生々しい、参加事業者の投資対経済効果といった話は、実務的に、個別の案件で事業者側の意向との合致がないとPFIの実施が難しいという都のお考えも現実的には理解はします。ただし、個々の案件はその時その時の事業者と都の話し合いで調整、というだけではなく、今回検討している計画のような、市民の意見、パブリックコメントを必要とするようなものの中

で、基本的な考え方、つまり、公園の新たな利活用の姿を模索しつつ、都民の貴重な緑をどのように守るのかといった指針や具体的なガイドライン等をきちんと盛り込んだほうがよいのではないのでしょうか。

先程の都の回答では、「個別の案件になるので、この計画の中に、そういった内容は入れなくていい」ということでしたが、そうではなくて、東京都として、基本的な考え方やこの要素だけは守るべきじゃないかというような考え方や姿勢みたいなものというのは、それぞれの案件を検討していく上での基本的な考え方として、共通する具体的なものを言葉にして入れ込むべきですし、そういったものを、個々の案件の調整の際にも都が事業者に経済効果だけでなく重要な緑の保全について、毅然と示すべきではないかと思います。その上で、創造的で発展的な利活用のあり方を民間と考えていくべきだと思います。

詳細は専門家会合等で議論するのもかもしれませんが、中心的な基礎となる考え方は計画に書き込んでいただけたらと考えます。

ご回答いただけたらと思います。

○高梨会長 それでは、事務局のほうからお願いいたします。

○坂下計画課長 先ほども施設の考え方とか、そういったご意見が出ていますので、どのように取り込み、また、取りまとめに反映させていくかというのは、ちょっと検討させていただきたいと思います。

先ほども先生もおっしゃったとおり、施設の考え方みたいなことを取り入れていくべきというお話でしたので、次回の中間のまとめに向けて、どのような形でまとめるかというのは検討させていただきたいと思います。

以上です。

○石川委員 ぜひ、よろしくをお願いいたします。多分共通する部分はあると思いますので、ぜひ、大変だと思いますが、ご検討よろしくをお願いします。

○高梨会長 これ、私からちょっと質問ですけど、P a r k - P F Iをどうやって使っていくかというのは、都としてある程度方針を示して、それに基づいて取り組んでいる、というふうに私は理解したんですが、その辺はいかがでございませうか。

○坂下計画課長 P a r k - P F I、どういった官民連携をやるかというのは、これは手段のことなので、どういったものを使うかというところをはっきり示しているわけではございませんが、例えば現在、ここでもちょっと話題になりましたが、明治、代々木公園のようなところでは、そういった活用も検討していくというようなことはご審議いただいた

ような経過がございます。

そういったことも参考にしながらですね、実際にどのような手法で公園をよくして、また、利用者が快適に利用できるかという観点から、どの手法を使うかというのを実務的に判断させていただいているということになります。

○高梨会長 以前この審議会で、そういうことで答申か何かを出していませんか。

○坂下計画課長 以前、多面的な活用ということで、P a r k－P F I 制度ができる前かとは思いますが、様々な公園としての利活用、あるいは利用者とか都民から見て、より公園をよくするというので、一回取りまとめた経緯がございます。

○高梨会長 そうですね。審議会としては、そういうことも踏まえた内容にしていかないといけないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、藤田委員、どうぞ。

○藤田委員 よろしくお願ひします。私からの指摘は今ちょうど画面が共有されていますけれども、三つの大項目と、その下に三つずつ中項目がぶら下がって、その下に小項目が、この次のページから始まるものがあるんですけども、これの構成がこのままでいいのか、もうちょっと改良の余地があるのではないかなというふうに思っています。

具体的に幾つか申し上げますと、例えば二つ目の大項目、「人中心の魅力溢れるまちづくりの核になる公園」ということが、タイトルがついておりますけれども、その中に、「魅力溢れる」というような大項目があって、その下に災害というワードがあることに、何か一つ、違和感を感じるんですよ。なので、恐らくここは「魅力溢れる」という、そういう楽しいとかポジティブとか、そういう意味合いは、むしろ三つ目のウェルビーイングのほうに近いし、なので、真ん中のところはむしろ、「まちづくりの核になり暮らしを支える公園」とか、何かそういう部分にしておいて、一番目と二番目と三番目、大項目の1、2、3の切り分けと、そこにどの中項目、小項目を入れ込むのかというところの、そこをもう少し修正、検討の余地があるんじゃないかなと思います。

もう一つ具体的なところで言うと、一つ目の大項目の三つ目に「グリーンインフラの機能」というところが入っていますけれども、その大項目としては、「豊かなみどりを育み、次世代へとつなぐ」とありますが、グリーンインフラの内容を言うと、むしろ、まちづくりの核になるとか、そういう部分ともつながっていているので、ここじゃなくて真ん中のところでもいいんじゃないかなというふうにも思うし、ですので、ちょっと項目と大項目、中項目、小項目の位置を少し入れ替えたりだとか、タイトルを修正したほうがい

いのではないかなというようなどころがあるので、こういう点はどんなふうに修正の提案をしたらいいんでしょうか。どれくらい余地があるんでしょうか。

○高梨会長 どうでしょうかね、今いただいたご意見でございますけど。グルーピングの仕方として、いろいろな基準があるんだと思うんですね。ですから、どうしてこういうふうにグルーピングしたかということ、きちんとその考え方をまず整理した上で、グルーピングとそれにふさわしい項目建てをしていただくように検討してもらおうということ、いかがでしょうか。

○藤田委員 そうですね。それをお願いしたいなと思っています。特に2番目と3番目の項目は結構内容が混ざっている印象が強いので、大項目として掲げる以上は、それぞれにきちんとした独自の特徴を持っていなければいけないので、その辺をちょっと検討してほしいなと思います。よろしく願いいたします。

○高梨会長 ありがとうございます。じゃあ、事務局のほうで少し検討していただいて、次回その整理した内容で示してもらいたいと思いますので、よろしく願いします。

それでは、次に押田委員、どうぞ。

○押田委員 聞こえていますでしょうか。すみません、ちょっとこのような状態なので、画面を近づけさせて見させていただいたんですけども、聞こえていますか。

○坂下計画課長 大丈夫です。お願いします。

○押田委員 私も実は8枚目かな、スライドの17枚目と今ご指摘のあった5枚目をちょっと何度か整合してみて、やはりちょっと気になったのが、17枚目を見ると、この今の「人中心の魅力溢れるまちづくりの核になる」というところが、どうも観光とかブランディングというところがベースになってこの大項目になったのかなと思いきや、先ほどもちょっとご指摘のあった災害があるのはひょっとしたら一番下の項目になるんじゃないかなと思いましたので、今のお話の延長になってしまうんですけども、魅力のところが多分この歴史や文化の継承に当たるのであれば、ここを強く押していただいて、組み替えたほうがいいのかと思いました。

そうすることで、前回観光のところを強化していただいたほうがもっと特徴が見えるんじゃないかなというお話をさせていただいたかと思うんですけど、その観光の部分もより分かりやすくなるように感じましたので、ご検討いただくといいかなと思います。

すみません。補足みたいな質問と意見になるんですけども、よろしく願いいたします。

○高梨会長 ありがとうございます。今の押田委員のご意見も踏まえて、整理をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

ほかに何か、羽山委員、どうぞ。

○羽山委員 ありがとうございます。私からはこの大項目、一番目の「豊かなみどり」というところで、意見を、発言したいと思いますが、この平仮名「みどり」を使われている、その心というのが、恐らく相当幅広い意味合いを持たれているんだろうなという印象を受けました。具体的な三つの取組ですけれども、そうすると、その中身としては、今度は漢字の緑が一番目で、二番目は恐らく生物多様性という意味合いで、そして三番目では今度は英語のグリーンが出てきているということで、こういったものを包括して平仮名「みどり」というふうに表示されているんだろうというふうに受け止めたんですが、ただ、これ人によってはいかようにも受け止められる中身ですし、それから例えば、この漢字の緑の具体的な中身を拝見すると、単にこれ緑被率を言っているのか、それともランドスケープとして保全するのか、あるいはエコロジカルネットワーク的な取組も含まれていますので、かなり多様な視点がこの漢字の緑に盛り込まれているというふうに受け止められます。

ですから、今後この平仮名「みどり」を保全するために、やっぱり多様な多角的な視点から保全していくんだというのが、都民の方にも分かるような表現が必要だなというふうに思いまして、ただ、現状ではこの4ページ目の緑のところを見ると、記載は全て漢字の緑なんですね。これでは、また誤解を生みかねないなと思いますので、やはりそれぞれの言葉の持つ意味をもう少しどこかで注釈して、解説していただくなり、あるいはこの目指す姿の中に平仮名「みどり」をもっと反映させた、多様な自然の多面的な機能というところを盛り込んでいただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。それでは、これは用語が、あれですね、混在しているということで、内容がかえって分かりにくくなっちゃう可能性がありますので、しっかり整理をして記述をするということで、取り組んでいただきたいと思います。

羽山委員、よろしいでしょうか。じゃあ、そうさせていただきます。

ほかにご意見はございますか。服部委員、いかがでございますか。

○服部委員 いろいろご意見をありがとうございます。4ページの黄色いところの「都民一人ひとりのウェルビーイングを高める公園」ということで、この公園の利用者は、私も時々都内の公園に行くんですけど、休みになると、ものすごい混んでいるんです。それ

で、広い公園ですと、中に入ってからすごく歩くのですが、楽しみながら歩くんですけど、座るところが全くない状態で、座りたいなと思っても、本当に座れないという状態です。

それでこれからちょっと細かいお話になって恐縮ですが、お年寄りがすごく多くなる時代になりますね。2030年になると、ほとんど65歳以上の人がすごい割合を占めるといふ、そういう時代になっていきます。

それから、今、商工会議所で取り組んでいる少子化問題があります。それで、これから、結婚しない人も今増えておりますし、独身の方も増えています。それがいいとか悪いとかいう問題じゃなくて、そういう時代になってきておりますので、子供たちが非常に減ってまいります。18歳人口が今激減している状態ですので、そんな中で、前にちょっとお話をさせていただいたんですが、高齢者の方というのは本当に一人で孤独になって、先ほどもお話が出ましたけど、お家にずっといる方が多い、そういう方が沢山いらっしゃるということなんですけど、本当に高齢者の方がご近所にこういう公園があればぜひ出ていただくということと、お散歩に出ていただくということと、遠くても魅力ある公園だったら足を延ばす、ウォーキングしながら足を延ばすということがあると思うんですけど、高齢者の人と子供たち、若い人たちのふれあいというのはすごく大切だということが今言われていますので、ぜひ。高齢者の方たちはこれから増えますので、子供たちがもう本当に少ない状況です。お子さんたちは親御さんと一緒にほとんど見えますよね。小さい人は一人で来るというのは不可能ですけども、何かお子さんたちに対して、子供たちに対して、何かちょっとした待遇を設けてあげて、それで子供たちもたくさん来て、より楽しんでもらえるようにすれば、高齢者の人たちとなるべく触れ合いの場を持ってもらえるんじゃないかなというふうに、私は感じておりましたので、これは大きな観点から捉えると、どういふことになるか分かりませんが、常に感じていることでございますので、申し上げさせていただきました。

○高梨会長 ありがとうございます。何か事務局でコメントすることがあれば。

○坂下計画課長 今回もそういった交流とか、子供から高齢者までみたいなフレーズは幾つか書いておりますが、今いただいた意見も踏まえまして、中間のまとめに反映していけるように、検討させていただければと思います。

○高梨会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、続きまして、坂井委員、よろしくお願ひします。

○坂井委員 ありがとうございます。私からは2点です。まず3ページで、3ページはあまりにあっさりしているので、あまり議論にならないんですけども、この、ひと、まち、みどりという、この中心に都立公園があるということを引き継いで、次の4ページの三つのボックス、みどり、まち、ひとの順に作られているというふうに私は理解しました。

そう理解すると、あまり違和感ないんですけども、多分この文言がもう皆さんからもいろいろ指摘があったように、少し整理したほうがいいのだろうと思いました。

前に戻っていただいて、この文章もやっぱり大事で、都市アセットと入れていただいてもとてもいいし、レジリエンスもあるんですけど、「人の力を高め」というのがよく分からないなど。やっぱりここはレジリエンスとか、インクルーシブとか、多様性という、本当に大事な言葉をちゃんと入れたほうが、4行の短い文章ですけども、重要だと。

その下の「都立公園は」という文言も、「人を支え、つなげる」というのが、これまちと人をつなげる、ちょっと分かりにくいので、この辺りも非常にキャッチフレーズとして大事だと思いますので、少しもんでいただくと、よりよいものになるかなというふうに思いました。

もう一点は、6ページ、1の①ですかね。確かにこの「緑の骨格を形成する」ということなので、整備、整備という感じで整備が目につきます。事前説明のときに維持、管理とかという話をしたので、最後のところに管理が入ったりしていますけれども、かねてから私、再整備という言葉はなかなか役所的には使わないのかなと思っております。公園のアップデートというか、社会のニーズに対応して、今ある空間を再整備していくということが非常に求められています。

先ほどからPark-PFIの話、話題になっておりますけども、Park-PFIは、点的にそこだけつぼを押すみたいな、何かそんな感じもあって、皆さんの違和感があったりするんだと思うんですね。公園全体でそういう施設が大事で、それであればこの辺かなと、そこに何か必要かなというやっぱりカフェかなみたいな、何かそういう説明をしていらっしゃると思うんですけど、伝わっていないのではないのでしょうか。そのために、またカフェ、みたいなご意見があるのかなと思ったところです。その公園が骨格の一部として、まちの一部として、人々の生活の一部として、アップデートしていかなくちゃいけないということを、この①だけに関わらないのかもしれませんが、どこかで言うといいと思います。細かくグリーンインフラでこれをします、何をしますという、もちろんそこに全部アップデートが書いてあるんですけども、大きな意味で、多様なニーズに応え

たアップデートを進んでしていきますみたいなことを、前段のどこかにぱしっと書いておくと、伝わりやすいかなと思いました。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。そうですね。やはり今ご指摘いただいた点は、文章で長々と説明するよりも、非常に印象で物事を捉えられることが多いと思いますので、適切な表現にぜひブラッシュアップしていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、あとご発言されていない方は、柳井委員ですかね。よろしくお願ひします。

○柳井委員 ありがとうございました。皆さんのご発言を聞いて、一々腑に落ちることというのがたくさんありましたけども、それ以外で2点、私のほうからコメントさせていただければと思います。

1点目は、このテーマ設定として三つのテーマ設定があって、個別の方針として、その中にまた番号①、②、③とぶら下がっていて、それでそこに具体的な方針が書いてあると。それで、取組イメージというふうな構成になっているんですけど、それが持っている意味というか、全体的な位置づけというか、それがどうも分かりにくくて、例えば生物多様性と全ての公園でがっつりというか、そこだけを重点にできるわけじゃないよねとか、文化財の保全だって、文化財があるところでないといけないだろうというようなふう思うわけです。

それで、恐らくなんですけど、一つは全ての公園の整備、管理、運営において、基本的な水準を高くしていくというベースを引き上げるという観点が一つと、それから特徴ある公園で目鼻だちをはっきりさせるという観点と、それが全部、全体像として組み合わせあって、東京全体を見たときにいろんな公園があって、とっても魅力的なんだみたいな、そういうことが、そういう考えかどうか分からないんですけど、私の受け止めはそういう受け止めなんですけど、そういうことが分かるようにしたほうがいいのかなど。

これ結構、個別の方針と全体の方針と、大体これはこの公園かなとかイメージはできるんですけど、その辺りの書き込みというのを、これ個別に書き込んでいくと大変なので、最初のほうの、分からないですけど3ページとか、その辺りにこの全体の捉え方、ここに書かれている個別のイメージとか方針とかというものの捉え方を、もう少し整理されるとういかなというふうに思いました。

それから、2点目は整備と管理という言葉が使っているんですけど、管理の中に、マネジメント的な視点というのが含まれるのかどうなのかと。私のイメージだと、例えば「多様な主体との連携」と、これもステークホルダーとのコミュニケーションも含めて話をしていると思うんですが、マネジメントといったときに、情報開示とか、合意形成とか、意思決定とか、あるいは実践をしてモニタリングして、見直すとか、あるいは進捗管理をしますよとかですね。目的、目標の設定に対して実施計画を行って、それをどう見直して、つなげていくかと。そういうふうな観点というのが入ってもいいんじゃないかなというふうに思っています。

多分、書き込むとすれば、「多様な主体の連携」のところが各三つの大きなテーマの中から抜き書きで、多分これが関係しそうだろうというのを抜いて再掲というような雰囲気になっているかなというふうに思うんですけど、そうでもないですかね。そんな気も若干して、何かむしろ、そういったマネジメントの観点というのを少し入れていただくといいのかなと。

それから、これって、さっきの全体としてのここの考え方と、個別の公園の進捗管理、整備、再整備とか、その進捗管理をどういうふうに捉えるのかと。全体的として、どういうふうに捉えていくのかみたいな、そんなようなことにもつながってくるのかなと思いますので、ご検討いただければというふうに思います。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。これは中間のまとめに当たって、先ほどからもいろいろご指摘いただいておりますので、ちょっと構成の打ち出し方も含めて検討が必要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員の皆様にはご発言いただきましたが、今日は代理でご出席の方がお二人いますので、それぞれの方からコメントをいただければと思います。

まず、須田委員の代理でご出席の熊谷さん、よろしくお願ひします。

○熊谷委員代理 ありがとうございます。先生方の皆様のご意見、ご議論のほうを伺いまして、大変勉強にさせていただいたところで、また公園の検討ということで非常に多種多様な視点、観点が必要なんだなというところを勉強させていただきました。

私のちょっと意見というか、個人的にちょっと感じたところなんですけれども、やはりそれぞれの公園の周辺環境であるとか、立地、特性を見た上で、個々の公園、またはそのエリア的、反動的な公園に対して、今回お示しいただいたような各要素の中から、よりそ

の効果であるとか波及性の高い要素を選択して、公園の整備管理に反映していくということも一つの考え方なのかなというふうに考えたところでございます。

今日はありがとうございました。以上です。

○高梨会長 ありがとうございました。

それでは、伊藤委員の代理でご出席の吉瀬さん、お願いしたいと思います。

○吉瀬委員代理 コメントとなりますが、9ページ目で「災害から都民の命を守る」ということを記載いただいていると思うのですが、こちらはやはりすごく重要だと思うところでございます、というのも国が整備管理しております国営公園においても今年度も幾つか災害のような被害を受けたところがあり、例えば車が通れるような公園内の大きな橋が大雨により崩落してしまったりとか、あとは別の公園で電気線がショートして、全面的に停電になってしまったりとか、そういった事案がありました。

そのため、日々の点検管理や長寿命化計画の策定、あとは老朽化が進んでいるようなものについての更新等が国営公園で重要になってくるところと考えており、都立公園の場合におかれましても今後も引き続き重要になってくるのだろうと思って拝見させていただいたところでは。

また、ご参考となりますが、今年度起きたような大雨や停電について、過年度に国営公園で同様のものがあり、その際にどのように対応したかという整理ができていたので今年度、迅速に対応ができたのではないかと考えております。

長々と失礼しました。以上でございます。

○高梨会長 ありがとうございます。貴重な事例をご紹介いただきまして、ありがとうございました。

もう少し時間がありますけど、ぜひこれだけは言っておきたいということがございましたら、どうぞ。

よろしいですか。今までの2回の審議会におけます議論と、本日はさらに審議を深めていただきました。そして中間のまとめに向けて、少し構成を工夫したり、それぞれの概念といいますか、くくりを整理したり、また、用語の統一を図ったり、それと内容的にさらに加えていったりというようなことで、ご意見をいただきました。これを踏まえて、事務局のほうで作業を進めていただければと思います。

私からはちょっと具体的なことで、お尋ねしたいんですけど、東京都の場合は都立公園で高潮というのを何か想定されていますでしょうか。

○坂下計画課長　そうですね。基本的には高潮対策ということで、防潮堤、特に埋立地とかだと思んですが、東京では東京湾とか近いところでは、そういった整備がされて、その中に公園が立地する場合がありますけど、あとは一方で葛西臨海公園のような防潮堤と一体となって公園が地域を守ると、そういった公園もあったりいたしまして、そういった意味からは、そういった防潮対策とも連携しながらやっているという公園はございます。

○高梨会長　そうですか。東京は海に面している公共団体ですので、その辺の影響といたしますか、ぜひ一度チェックしていただいて、高潮中の対策も必要があれば講じていただきたいと思います。かつて瀬戸内のところで、高潮が発生したときに、いろいろな予備電源施設だとかを地下に設けていたものですから、全部浸かってしまって、何も役に立たない、その後も役に立たなくなってしまうというようなこともございますので。災害の対応とともに、その設備等の維持管理の観点からもどういうことを取り組んでいったらいいか、というようなことを、ぜひ一度、検討していただければと思います。

私からは以上でございます。

それでは、ほかにご発言がないようでしたら、本日の議事は終了といたします。

委員の皆様には、円滑な議事進行にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、事務局のほうに進行をお返しいたします。

○田中管理課長　高梨会長、大変にありがとうございました。また、委員の皆様、長時間にわたり、誠にありがとうございました。

本日いただきました皆様の様々な貴重なご意見を踏まえまして、事務局としての検討をさらに今後進めてまいります。

次回の審議会の日程等につきましては、また改めて事務局よりご案内させていただきますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

本日は、誠にありがとうございました。